

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
法令に基づく事務に係る手数料			法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 <u>建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要しない場合</u> 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が (1) <u>30㎡以下</u> 1件につき 5,000円 (2) <u>30㎡を超え、100㎡以下</u> 1件につき 9,000円 (3) <u>100㎡を超え、200㎡以下</u> 1件につき 14,000円	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	<u>建築物</u>を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が <u>30㎡以下</u> 1件につき 5,000円 <u>30㎡を超え、100㎡以下</u> 1件につき 9,000円 <u>100㎡を超え、200㎡以下</u> 1件につき 14,000円

(4) 200㎡を
超え、500㎡
以下 1 件
につき
19,000円

(5) 500㎡を
超え、1,000
㎡以下 1
件につき
34,000円

(6) 1,000㎡
を超え、
2,000㎡以下
1 件につき
48,000円

(7) 2,000㎡
を超え、
10,000㎡以
下 1 件に
つき
140,000円

(8) 10,000
㎡を超え、
50,000㎡以
下 1 件に
つき
240,000円

(9) 50,000
㎡を超える
1 件につき
460,000円

※ 建築物を移
転し、その大規
模の修繕若し
くは大規模の
模様替えをし、
又はその用途
を変更する場
合にあつては、
当該移転、修
繕、模様替え又
は用途の変更
に係る部分の
床面積の2分
の1について

200㎡を超え、500
㎡以下 1 件に
つき 19,000円

500㎡を超え、
1,000㎡以下 1
件につき
34,000円

1,000㎡を超え、
2,000㎡以下 1
件につき
48,000円

2,000㎡を超え、
10,000㎡以下
1 件につき
140,000円

10,000㎡を超え、
50,000㎡以下
1 件につき
240,000円

50,000㎡を超え
る 1 件につき
460,000円

※ 建築物を移
転し、その大規
模の修繕若し
くは大規模の
模様替えをし、
又はその用途
を変更する場
合にあつては、
当該移転、修
繕、模様替え又
は用途の変更
に係る部分の
床面積の2分
の1について

算定する。

2 構造計算適合性判定を要する場合 1
の(1)から(9)までの額に、構造計算適合性判定を要する一の建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項の規定により、別の建築物とみなされる建築物)にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに次の(1)から(5)までの額を加算した金額
(1) 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。
以下この項において「判定対象床面積」という。)が1,000㎡以下
ア イ以外のもの
159,000円
イ 構造計

算定する。

算が建築
基準法第
20条第2
号イ又は
第3号イ
に規定す
る国土交
通大臣の
認定を受
けたプロ
グラム(以
下この項
において
「大臣認
定プログ
ラム」とい
う。)によ
り行われ
るもの
110,000円

(2) 判定対
象床面積が
1,000㎡を
超え2,000
㎡以下
ア イ以外
のもの
212,000円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
137,000円

(3) 判定対
象床面積が
2,000㎡を
超え10,000
㎡以下
ア イ以外
のもの
243,000円

イ 構造計
算が大臣

		<u>認定プログラムにより行われるもの</u> 150,000円			
		(4) <u>判定対象床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以下</u> <u>アイ以外のもの</u> 321,000円			
		<u>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの</u> 190,000円			
		(5) <u>判定対象床面積が50,000㎡を超える</u> <u>アイ以外のもの</u> 590,000円			
		<u>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの</u> 322,000円			
建築基準法第6条第1項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請又は	建築物に関する計画変更確認申請又は計画変更更に係る計画通知手数料	<u>前項手数料の額の欄1又は2の額。この場合において、同欄1中「当該建築に係る部分の床面積」とあるのは、「当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する</u>	建築基準法第6条第1項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請に対	建築物に関する計画変更確認申請手数料	<u>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)</u> にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあ

同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更に係る計画の通知に対する審査		部分にあつては、当該増加する部分の床面積）』と読み替えて算定する。	する審査		つては、当該増加する部分の床面積）に該当する前項の額 ※ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備に関する <u>確認申請又は計画通知</u> 手数料	(1) 昇降機を設置する場合 1基につき 9,000円 （小荷物専用昇降機については、4,000円） (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基につき 5,000円 （小荷物専用昇降機については、3,000円） (3) 昇降機以外の建築設備を設置する場合（建築物を建築する場合を除く。）一の建築設備につき 9,000円 (4) 確認を受けた昇降機以	建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請に対する審査	建築設備に関する <u>確認申請</u> 手数料	(1) 昇降機を設置する場合 1基につき 9,000円 （小荷物専用昇降機については、4,000円） (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基につき 5,000円 （小荷物専用昇降機については、3,000円） (3) 昇降機以外の建築設備を設置する場合（建築物を建築する場合を除く。）一の建築設備につき 9,000円 (4) 確認を受けた昇降機以

		外の建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合(建築物を建築する場合を除く。)一の建築設備につき 5,000円			外の建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合(建築物を建築する場合を除く。)一の建築設備につき 5,000円
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合一の工作物につき 8,000円 (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合一の工作物につき 4,000円	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請に対する審査	工作物に関する確認申請手数料	(1) 工作物を築造する場合一の工作物につき 8,000円 (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合一の工作物につき 4,000円
建築基準法第7条第1項又は第18条第14項の規定による建築物に関する完了検査	建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき 10,000円 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 12,000円 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 16,000円	建築基準法第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料	建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき 10,000円 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 12,000円 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 16,000円

		200㎡を超え、500㎡以下 1 件につき 22,000円 500㎡を超え、1,000㎡以下 1 件につき 36,000円 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1 件につき 50,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1 件につき 120,000円 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1 件につき 190,000円 50,000㎡を超える 1 件につき 380,000円 ※ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。			200㎡を超え、500㎡以下 1 件につき 22,000円 500㎡を超え、1,000㎡以下 1 件につき 36,000円 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1 件につき 50,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1 件につき 120,000円 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1 件につき 190,000円 50,000㎡を超える 1 件につき 380,000円 ※ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき 13,000円 (小荷物専用昇降機については、8,000円)	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定による建築設備に関する完了検査の申請に対する審査	建築設備に関する完了検査申請手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき 13,000円 (小荷物専用昇降機については、8,000円)	

		(2) 昇降機以外の建築設備の場合(建築物を建築した場合を除く。)一の建築設備につき 13,000円
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定による工作物に関する <u>完了検査</u>	工作物に関する <u>完了検査</u> 手数料	一の工作物につき 9,000円
建築基準法第7条第1項の規定による同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する <u>完了検査又は同法第18条第14項の規定による同法第18条第19項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査</u>	中間検査を受けた建築物に関する <u>完了検査</u> 手数料	建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が 30㎡以下 1件につき 9,000円 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 11,000円 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 15,000円 200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 21,000円 500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 35,000円 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 47,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下

		(2) 昇降機以外の建築設備の場合(建築物を建築した場合を除く。)一の建築設備につき 13,000円
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定による工作物に関する <u>完了検査の申請に対する審査</u>	工作物に関する <u>完了検査申請</u> 手数料	一の工作物につき 9,000円
建築基準法第7条第1項の規定による同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する <u>完了検査の申請に対する審査</u>	中間検査を受けた建築物に関する <u>完了検査申請</u> 手数料	建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が 30㎡以下 1件につき 9,000円 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 11,000円 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 15,000円 200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 21,000円 500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 35,000円 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 47,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下

		1 件につき 110,000円 10,000㎡を超え、 50,000㎡以下 1 件につき 180,000円 50,000㎡を超え る 1 件につき 370,000円			1 件につき 110,000円 10,000㎡を超え、 50,000㎡以下 1 件につき 180,000円 50,000㎡を超え る 1 件につき 370,000円
建築基準法第 7 条の 3 <u>第 1</u> <u>項又は第18条</u> <u>第17項の規定</u> による建築物 に関する <u>中間</u> <u>検査</u>	建築物に 関する <u>中</u> <u>間検査手</u> 数料	中間検査を行う 部分の床面積の 合計が 30㎡以下 1 件 につき 9,000円 30㎡を超え、100 ㎡以下 1 件に つき 11,000円 100㎡を超え、200 ㎡以下 1 件に つき 15,000円 200㎡を超え、500 ㎡以下 1 件に つき 20,000円 500㎡を超え、 1,000㎡以下 1 件につき 33,000円 1,000㎡を超え、 2,000㎡以下 1 件につき 45,000円 2,000㎡を超え、 10,000㎡以下 1 件につき 100,000円 10,000㎡を超え、 50,000㎡以下 1 件につき 160,000円 50,000㎡を超え る 1 件につき 330,000円 ※ 床面積の合 計は、最下階の 床の施工が始	建築基準法第 7 条の 3 <u>第 2</u> <u>項の規定によ</u> る建築物に関 する <u>中間検査</u> <u>の申請に対す</u> <u>る審査</u>	建築物に 関する <u>中</u> <u>間検査申</u> <u>請手数料</u>	中間検査を行う 部分の床面積の 合計が 30㎡以下 1 件 につき 9,000円 30㎡を超え、100 ㎡以下 1 件に つき 11,000円 100㎡を超え、200 ㎡以下 1 件に つき 15,000円 200㎡を超え、500 ㎡以下 1 件に つき 20,000円 500㎡を超え、 1,000㎡以下 1 件につき 33,000円 1,000㎡を超え、 2,000㎡以下 1 件につき 45,000円 2,000㎡を超え、 10,000㎡以下 1 件につき 100,000円 10,000㎡を超え、 50,000㎡以下 1 件につき 160,000円 50,000㎡を超え る 1 件につき 330,000円 ※ 床面積の合 計は、最下階の 床の施工が始

		まる前の工程の場合にあっては、最下階の床があるものとみなして床面積を算定し、それ以外の工程の場合にあっては、はり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積を算定する。ただし、既に建築基準法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による中間検査を行った部分の床面積は除くものとする。			まる前の工程の場合にあっては、最下階の床があるものとみなして床面積を算定し、それ以外の工程の場合にあっては、はり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積を算定する。ただし、既に建築基準法第7条の3第4項の規定による中間検査を行った部分の床面積は除くものとする。
建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号（これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件につき 120,000円	建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件につき 120,000円

附 則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。